

運 営 規 程

社会福祉法人 溪仁会

特定施設入居者生活介護施設 カームヒル西円山

社会福祉法人溪仁会 特定施設入居者生活介護

カームヒル西円山 運営規程

(事業目的)

第1条 社会福祉法人溪仁会が開設する特定施設入居者生活介護カームヒル西円山（以下「特定施設」という。）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者及び調理員（以下「施設介護従事者」という。）が、要介護状態・要支援状態にある入居者に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設介護従事者は、要介護状態・要支援状態にある入居者が可能な限りその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るように入浴、排泄、食事等その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者の心身の機能の維持及び低下防止を図るよう努めるものとする。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 社会福祉法人溪仁会 特定施設入居者生活介護カームヒル西円山
- (2) 所在地 札幌市中央区円山西町4丁目3番21号

(職員の職種、員数及び勤務内容)

第4条 特定施設に勤務する職種、員数(特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護を兼務)及び勤務内容は次の通りとする。

ただし、施設介護従事者は特定施設入居者生活介護サービス提供に支障のないときに限り、特定施設入居者生活介護サービス利用以外の入居者に対し、サービスを提供することは差し支えないものとする。

- (1) 管理者（衛生推進者） 1名（常勤職員1名）

管理者は特定施設の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に施設運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名（常勤職員1名）

利用者及び家族の日常生活全般の相談助言等援助及び他機関との調整を行う。

- (3) 介護職員 11名（常勤職員 10名・兼務職員1名・非常勤職員 1名）

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう毎日の介護及び世話を行う。

(特定施設入居者生活介護の職員は特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のみの職務を負うこととする。)

(4) 看護職員 2名 (兼務職員 1名)

利用者への介護提供管理及び健康保持のための適切な指導、助言を行う。

(特定施設入居者生活介護の職員は特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のみの職務を負うこととする。)

(5) 機能訓練指導員 1名

利用者の日常生活維持に必要な機能減退を防止するため適切な機能訓練指導及び支援を行う。

(6) 計画作成担当者 1名

利用者が自立した日常生活維持に必要な支援等の課題・目標等を把握し、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画を作成する。

(利用定数及び居室数)

第5条 施設の利用定数は100名とする。

居室数は90室とする。(内訳 一人室80室、二人室10室)

(介護専用居室又は一時介護室の利用条件及び手続き)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービスをより適切に提供するため、現在の居室を介護専用居室又は一時介護室として使用することについて、利用者及び家族の同意を得た上行うものとする。

(サービスの内容)

第7条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービス内容は次の通りとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持(入浴は週2回とする。)
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善または維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション、行事等のサービス提供
- (9) 利用者の金銭管理

(利用料等)

第8条 特定施設の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額を入居者負担とし、次項の料金表に基づくものとする。

【 特定施設入居者生活介護 利用料金一覧表 】

(1) 利用料

・介護保険割合 1割 の場合

1ヶ月30日計算での計算の場合

要 支 援 1		1割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	<u>80,177</u>
1階層		<u>6,237</u>	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>89,397</u>
						夏期	5月～9月	<u>83,177</u>
2階層		<u>6,237</u>	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>92,397</u>
						夏期	5月～9月	<u>83,477</u>
3階層		<u>6,237</u>	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>92,697</u>
						夏期	5月～9月	<u>83,477</u>

要 支 援 2		1割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	<u>84,131</u>
1階層		<u>10,191</u>	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>93,351</u>
						夏期	5月～9月	<u>87,131</u>
2階層		<u>10,191</u>	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>96,351</u>
						夏期	5月～9月	<u>87,431</u>
3階層		<u>10,191</u>	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>96,651</u>
						夏期	5月～9月	<u>87,431</u>

要 介 護 1		1割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	<u>91,371</u>
1階層		<u>17,431</u>	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>100,591</u>
						夏期	5月～9月	<u>94,371</u>
2階層		<u>17,431</u>	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>103,591</u>
						夏期	5月～9月	<u>91,671</u>
3階層		<u>17,431</u>	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>103,891</u>
						夏期	5月～9月	<u>91,671</u>

要 介 護 2		1割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	<u>93,409</u>
1階層		<u>19,469</u>	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>102,629</u>
						夏期	5月～9月	<u>96,409</u>
2階層		<u>19,469</u>	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>105,629</u>
						夏期	5月～9月	<u>96,709</u>
3階層		<u>19,469</u>	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>105,929</u>
						夏期	5月～9月	<u>96,709</u>

・介護保険割合 1割 の場合

1ヶ月30日計算での計算の場合

要 介 護	階層	1割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	
3	1階層	21,599	10,000	46,940	17,000	夏期	5月～9月	95,539
						冬期	10月～4月	104,759
	2階層	21,599	13,000	46,940	17,000	夏期	5月～9月	98,539
						冬期	10月～4月	107,759
	3階層	21,599	13,300	46,940	17,000	夏期	5月～9月	98,839
						冬期	10月～4月	108,059

要 介 護	階層	1割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	
4	1階層	23,576	10,000	46,940	17,000	夏期	5月～9月	97,516
						冬期	10月～4月	106,736
	2階層	23,576	13,000	46,940	17,000	夏期	5月～9月	100,516
						冬期	10月～4月	109,736
	3階層	23,576	13,300	46,940	17,000	夏期	5月～9月	100,816
						冬期	10月～4月	110,036

要 介 護	階層	1割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	
5	1階層	25,675	10,000	46,940	17,000	夏期	5月～9月	99,615
						冬期	10月～4月	108,835
	2階層	25,675	13,000	46,940	17,000	夏期	5月～9月	102,615
						冬期	10月～4月	111,835
	3階層	25,675	13,300	46,940	17,000	夏期	5月～9月	102,915
						冬期	10月～4月	112,135

- 表記の月額は1ヶ月30日にて算定したものである。
- 介護保険給付1割負担金の中には、サービス提供体制加算I 1日22単位も含まれる。
- 介護保険給付1割負担金の中には夜間看護体制加算1日9単位も含まれる。(要介護1以上)
- 協力医療機関連携加算/月100単位、退所時情報提供加算/回250単位、高齢者施設等感染対策向上加算I/月10単位、退院・退所時連携加算/日30単位、生活機能向上連携加算月200単位、科学的介護推進体制加算/月40単位、退去時情報提供加算/回250単位
- 上記の1割負担金以外に介護職員処遇改善加算(I)12.8%が加算されます。
- 月の途中から入居される場合は、事務費・生活費が日割り計算とする。
- 事務費・生活費については毎年、改定となるものとする。
- ご夫婦の入居の場合、一人当たり「収入」が150万円以下の場合は事務費について30%減額する。
- 介護保険給付基準額の変更により表記の1割負担分の料金も変更になる場合がある。

【 特定施設入居者生活介護 利用料金一覧表 】

(1) 利用料

・介護保険割合 2割 の場合

1ヶ月30日計算での計算の場合

要 支 援 1		2割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	<u>86,413</u>
1階層		<u>12,473</u>	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>95,633</u>
						夏期	5月～9月	<u>89,413</u>
2階層		<u>12,473</u>	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>98,633</u>
						夏期	5月～9月	<u>89,713</u>
3階層		<u>12,473</u>	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>98,933</u>
						夏期	5月～9月	<u>89,713</u>

要 支 援 2		2割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	<u>94,322</u>
1階層		<u>20,382</u>	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>103,542</u>
						夏期	5月～9月	<u>97,322</u>
2階層		<u>20,382</u>	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>106,542</u>
						夏期	5月～9月	<u>97,622</u>
3階層		<u>20,382</u>	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>106,842</u>
						夏期	5月～9月	<u>97,622</u>

要 介 護 1		2割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	<u>108,802</u>
1階層		<u>34,862</u>	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>118,022</u>
						夏期	5月～9月	<u>111,802</u>
2階層		<u>34,862</u>	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>121,022</u>
						夏期	5月～9月	<u>112,102</u>
3階層		<u>34,862</u>	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>121,322</u>
						夏期	5月～9月	<u>112,102</u>

要 介 護 2		2割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	<u>112,878</u>
1階層		<u>38,938</u>	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>122,098</u>
						夏期	5月～9月	<u>115,878</u>
2階層		<u>38,938</u>	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>125,098</u>
						夏期	5月～9月	<u>116,178</u>
3階層		<u>38,938</u>	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>125,398</u>
						夏期	5月～9月	<u>116,178</u>

・介護保険割合 2割 の場合

1ヶ月30日計算での計算の場合

要 介 護 3		2割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	<u>117,137</u>
1階層		<u>43,197</u>	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>126,357</u>
						夏期	5月～9月	<u>120,137</u>
2階層		<u>43,197</u>	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>129,357</u>
						夏期	5月～9月	<u>120,437</u>
3階層		<u>43,197</u>	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>129,657</u>
						夏期	5月～9月	<u>120,437</u>

要 介 護 4		2割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	<u>121,091</u>
1階層		<u>47,151</u>	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>130,311</u>
						夏期	5月～9月	<u>124,091</u>
2階層		<u>47,151</u>	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>133,311</u>
						夏期	5月～9月	<u>124,391</u>
3階層		<u>47,151</u>	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>133,611</u>
						夏期	5月～9月	<u>124,391</u>

要 介 護 5		2割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	<u>125,289</u>
1階層		<u>51,349</u>	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>134,509</u>
						夏期	5月～9月	<u>128,289</u>
2階層		<u>51,349</u>	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>137,509</u>
						夏期	5月～9月	<u>128,589</u>
3階層		<u>51,349</u>	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>137,809</u>
						夏期	5月～9月	<u>128,589</u>

- 表記の月額は1ヶ月30日にて算定したものである。
- 介護保険給付2割負担金の中には、サービス提供体制加算Ⅰ 1日22単位も含まれる。
- 介護保険給付2割負担金の中には夜間看護体制加算1日9単位も含まれる。(要介護1以上)
- 協力医療機関連携加算/月100単位、退所時情報提供加算/回250単位、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ/月10単位、退院・退所時連携加算/日30単位、生活機能向上連携加算月200単位、科学的介護推進体制加算/月40単位、退去時情報提供加算/回250単位
- 上記の2割負担金以外に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)12.8%が加算されます。
- 月の途中から入居される場合は、事務費・生活費が日割り計算とする。
- 事務費・生活費については毎年、改定となるものとする。
- ご夫婦の入居の場合、一人当たり「収入」が150万円以下の場合事務費について30%減額する。
- 介護保険給付基準額の変更により表記の1割負担分の料金も変更になる場合がある。

【 特定施設入居者生活介護 利用料金一覧表 】

(1) 利用料

・介護保険割合 3割 の場合

1ヶ月30日計算での計算の場合

要 支 援 1		3割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	<u>92,649</u>
1階層		<u>18,709</u>	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>101,869</u>
						夏期	5月～9月	<u>95,649</u>
2階層		<u>18,709</u>	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>104,869</u>
						夏期	5月～9月	<u>95,949</u>
3階層		<u>18,709</u>	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>105,169</u>
						夏期	5月～9月	<u>95,949</u>

要 支 援 2		3割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	<u>104,513</u>
1階層		<u>30,573</u>	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>113,733</u>
						夏期	5月～9月	<u>107,513</u>
2階層		<u>30,573</u>	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>116,733</u>
						夏期	5月～9月	<u>107,813</u>
3階層		<u>30,573</u>	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>117,033</u>
						夏期	5月～9月	<u>107,813</u>

要 介 護 1		3割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	<u>126,232</u>
1階層		<u>52,292</u>	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>135,452</u>
						夏期	5月～9月	<u>129,232</u>
2階層		<u>52,292</u>	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>138,452</u>
						夏期	5月～9月	<u>129,532</u>
3階層		<u>52,292</u>	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>138,752</u>
						夏期	5月～9月	<u>129,532</u>

要 介 護 2		3割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
						夏期	5月～9月	<u>132,347</u>
1階層		<u>58,407</u>	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>141,567</u>
						夏期	5月～9月	<u>135,347</u>
2階層		<u>58,407</u>	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>144,567</u>
						夏期	5月～9月	<u>135,647</u>
3階層		<u>58,407</u>	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	<u>144,867</u>
						夏期	5月～9月	<u>135,647</u>

【 特定施設入居者生活介護 利用料金一覧表 】

・介護保険割合 3割 の場合

1ヶ月30日計算での計算の場合

要 介 護	3割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
					夏期	5月～9月	138,735
1階層	64,795	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	147,955
					夏期	5月～9月	141,735
2階層	64,795	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	150,955
					夏期	5月～9月	142,035
3階層	64,795	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	151,255
					夏期	5月～9月	

要 介 護	3割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
					夏期	5月～9月	144,212
1階層	70,272	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	153,432
					夏期	5月～9月	147,212
2階層	70,272	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	156,432
					夏期	5月～9月	147,412
3階層	70,272	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	156,632
					夏期	5月～9月	

要 介 護	3割負担金 (介護保険給付)	事務費	生活費	管理費	利用料総額 (1割負担金+事務費+生活費+管理費)		
					夏期	5月～9月	150,964
1階層	77,024	10,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	160,184
					夏期	5月～9月	153,964
2階層	77,024	13,000	46,940	17,000	冬期	10月～4月	163,184
					夏期	5月～9月	154,264
3階層	77,024	13,300	46,940	17,000	冬期	10月～4月	163,484
					夏期	5月～9月	

- 表記の月額額は1ヶ月30日にて算定したものである。
- 介護保険給付3割負担金の中には、サービス提供体制加算 I 1日22単位も含まれる。
- 介護保険給付3割負担金の中には夜間看護体制加算1日9単位も含まれる。(要介護1以上)
- 協力医療機関連携加算/月100単位、退所時情報提供加算/回250単位、高齢者施設等感染対策向上加算 I /月10単位、退院・退所時連携加算/日30単位、生活機能向上連携加算月200単位、科学的介護推進体制加算/月40単位、退去時情報提供加算/回250単位
- 上記の3割負担金以外に介護職員処遇改善加算 (I) 12.8%が加算されます。
- 月の途中から入居される場合は、事務費・生活費が日割り計算とする。
- 事務費・生活費については毎年、改定となるものとする。
- ご夫婦の入居の場合、一人当たり「収入」が150万円以下の場合には事務費について30%減額する。
- 介護保険給付基準額の変更により表記の1割負担分の料金も変更になる場合がある。
- 介護保険給付基準額の変更により上記の3割負担分の料金も変更になる場合がある。

対象収入による区分 ※1	
1 階層	1,500,000 円以下
2 階層	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円
3 階層	1,600,001 円以上

- ※1 収入とは、前年の収入から租税、社会保険料
医療費等の必要経費を控除した後の収入を言う。
- ※2 ご夫婦の入居の場合、一人当たりの「収入」が
150万円以下の場合（1階層の場合）は、30%減額となり、7,000円となる。
- ※3 冬期（10月～4月）は、生活費に暖房費（9,220円）が加算される。

（2）使用料

以下の利用料金は、全額がご契約者の負担とする。

- ・電気代 使用実績分の料金
- ・電話代 基本料 **1,595** 円 通話料 実績分
- ・水道代 単身 **2,916** 円 ・ 夫婦 **4,455** 円

（3）レクリエーション

以下のサービスは、利用料金の全額が施設の負担とする。

（ 書 道 ・ 墨 彩 画 ・ ち ぎ り 絵 ・ 折 り 紙 ）

（4）おむつ代・医療費・嗜好品購入費等は、契約者の負担とする。

第9条 特定施設利用者は、施設利用に当たって以下の各号を満たすものとする。

- (1) 心身の状態についての情報をカームヒル西円山施設長に提供すること。
- (2) 訪問看護及び施設介護従事者に対する権利を不当に侵害しないこと。
- (3) 特定施設利用について疑義がある場合には、すみやかにカームヒル西円山施設長に知らせること
- (4) 介護保険法その他の省令等に基づく市町村のカームヒル西円山への立ち入り検査及び調査等について協力をすること。
- (5) 特段の事情がない限り、カームヒル西円山の取り決めや指示に従うこと。
- (6) 特定施設利用に限らず外部の在宅福祉サービスの選択権は自由とすること。

(緊急時における対応方法)

第10条 施設介護従事者は、入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は特定施設が定めた協力医療機関、利用者の家族へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害時に適切な対応をするため、非常災害時を想定した具体的避難計画をたてるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(苦情対応)

第12条 特定施設は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てや相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。その際、苦情対応簿等を備え苦情内容とその対応内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

2. 特定施設は、利用者からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合会等から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会等から求めがあったときは、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故対応及び損害賠償)

第13条 特定施設は、サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医、市町村等に連絡し、必要な措置を講ずる。その際、事故対応簿等を備え事故内容とその対応内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

2. 特定施設は、サービスの提供に伴って、特定施設の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(個人情報保護)

- 第14条 特定施設は、個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の関連等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、利用者及びその家族に関する情報を適正に保護する。
2. 特定施設は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する個人情報について、利用者又は、第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においてもその秘密を保持する。
 3. あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとする。
 4. 特定施設は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とし担保する。
 5. 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、第12条の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努める。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 特定施設は、従事者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
2. 特定施設は、従事者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うものとし、感染防止対策及び定期健康診断を実施する。尚、施設長が衛生推進者を兼務する。
 3. 特定施設の会計は、他の事業と区分して管理する。
 4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人溪仁会と特定施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規定は、平成13年 8月 1日から施行する。
2. この規定は、平成13年11月 1日から一部改定。
3. この規定は、平成17年 4月 1日から一部改定。
4. この規定は、平成18年 4月 1日から一部改定。
5. この規定は、平成19年 4月 1日から一部改定。
6. この規定は、平成20年 4月 1日から一部改定。
7. この規定は、平成21年 4月 1日から一部改定。
8. この規定は、平成23年 7月 1日から一部改定。
9. この規定は、平成25年 2月 1日から一部改定。
10. この規定は、平成25年11月 1日から一部改定。
11. この規定は、平成26年 1月 1日から一部改定。
12. この規定は、平成26年 2月 1日から一部改定。
13. この規定は、平成26年 2月25日から一部改定。
14. この規定は、平成26年 4月 1日から一部改定。
15. この規定は、平成26年 9月 1日から一部改定。
16. この規定は、平成27年 4月 1日から一部改定。
17. この規定は、平成27年 7月 1日から一部改定。
18. この規定は、平成27年 8月 1日から一部改定。
19. この規定は、平成28年 4月 1日から一部改定。
20. この規定は、平成28年 5月 1日から一部改定。
21. この規定は、平成28年 7月 1日から一部改定。
22. この規定は、平成29年 4月 1日から一部改定。
23. この規定は、平成30年 4月 1日から一部改定。
24. この規定は、平成30年 8月 1日から一部改定。
25. この規定は、平成31年 4月 1日から一部改定。
26. この規定は、令和 1年 10月 1日から一部改定。
27. この規定は、令和3年 4月 1日から一部改定。
28. この規定は、令和6年 4月 1日から一部改定。